

<令和元年度> 包括外部監査 指摘に対する措置状況詳細
 ●監査テーマ『環境対策及び廃棄物の処理に係る事業の事務の執行及び運営管理について』

No.	対象課	指摘事項(内容)	措置区分	措置内容等	ページ
1	環境モデル都市推進課	【ごみ処理原価計算方法のルールの整備】 採用した計算方法を継続的に適用し、誰がごみ処理経費の計算を実施しても同一の計算結果となるために、マニュアル等によるごみ処理経費の計算方法を定めたルールの整備が必要である。	措置済	令和2年度分から環境省の一般廃棄物会計基準に則ったごみ処理原価計算を行うこととした。また、継続的に同一の計算結果となるよう、同会計基準に基づく計算方法等のマニュアルを令和4年6月に策定した。	104
2	環境モデル都市推進課	【ごみ処理経費計算と決算書他各種統計数値との整合性の確認】 市はごみ処理経費計算結果の適正性を検証し、集計される経費データの網羅性及び計算の正確性を担保するためには、ごみ処理経費計算と決算書他各種統計数値との整合性を確認しておく必要がある。しかしながら、松山市ではごみ処理経費と決算書等との整合性について確認を実施していない。 また、決算書との不整合がある場合には、その理由の合理性について確認しておくべきである。ごみ処理経費計算の集計シートを工夫することにより、ごみ処理経費とそれ以外のデータの合計値が決算数値と一致していることを確認できるような仕組みを構築することが必要と考える。	措置済	ごみ処理経費の算出は、主に環境省の一般廃棄物処理事業実態調査への回答データを基礎とするため、実態調査回答作成時に、一般廃棄物処理に係る経費とともに、それ以外の経費も集計しながら、決算書データと金額を突合できるシートを作成した。 これにより、決算書データと常に整合を取りながら集計作業を行う仕組みとした。	105
3	環境モデル都市推進課	【資産の取得原価と固定資産台帳との不整合】 固定資産台帳は新地方公会計制度により、会計上の価額管理及び減価償却計算のため作成が必要であり、一方、施設減価償却年割一覧はごみ処理経費を構成する重要な要素である減価償却費を計算するために作成が必要となる。 いずれもその作成根拠や目的は異なるものの、減価償却計算の基礎である取得原価は基本的には固定資産の金額と一致するはずであり、その差額については合理的な理由が求められる。松山市は施設減価償却年割一覧上の取得原価について固定資産台帳との整合性を確認する必要がある。 また、横谷埋立センターの工作物のように、固定資産の計上がごみ処理経費計算の対象資産には含まれていないが、新地方公会計の固定資産台帳には含まれている施設もある。 減価償却計算の主要素である対象資産・耐用年数が適切でない、結果として減価償却費の計算に大きな影響を与える可能性がある、この点についても十分な注意が必要である。	措置済	施設減価償却年割一覧は、クリーンセンター等の建設時の工事費総額をもとに取得原価を設定している。一方、固定資産台帳は門・柵・塀等の工作物を個別に計上しており、平成28年度に固定資産台帳を整備した際、工作物毎の取得価額を個別に把握できない場合、不明として計上しているものや、工事費から按分して算出しているものがあるため、取得原価と差額が生じているものである。 令和2年度分から導入した環境省の一般廃棄物会計基準では、新地方公会計に基づいて整備された固定資産台帳をもとに計上することとなっているため、今後は、固定資産台帳を用いて、減価償却の計算や資産の計上を行う。	106
4	環境指導課	【実態にそぐわない見積書をもとに行う積算額の調整】 上述の(ⅱ)のとおり、微小粒子状物質成分分析業務の委託費は参考とする物価の指標がないため業者の見積額を参考に積算しているが、平成30年度の参考としている見積額は平成27年度の業者の見積書をベースとしており、その見積額と過去3年度の上位2者入札額との乖離が大きく、その比率である調整率43%をかけることでそのかい離を調整し平成30年度の予定価格としているため、結果的に予定価格は過去3年度の上位2者入札額と同水準となっている。 「委託契約事務の手引き(書類作成要領)」P31では、見積りの取扱いの注意点として「2者以上から実態にあった適切な見積りを徴収し、比較を行う。」とされているが、平成27年度に入手した見積書が実態にあっているとは限らないし、何より過去の入札額と見積書の乖離が50%を超えるような見積書が「実態にあった見積書」とは言えないことから、適切な積み上げ計算を行う積算書の代替手段として認めることは到底できない。 したがって、どうしても積算書を積み上げて計算ができないのだとしても、「委託契約事務の手引き(書類作成要領)」にあるように、松山市は積算の参考とする見積書は業者から直近の実勢価格を反映した適切なものを入手し、参考の見積価額が実際の入札額とかがい離が少なくなるように努めなければならない。	措置済	令和2年度微小粒子状物質成分分析業務委託において、以下のとおり積算を見直した。 分析費については、より実勢価格に近い見積りとなるよう見積金額の精査を業者に依頼するとともに、複数の業者から直近の見積書を入力し、積算を行った。 サンプリング費については、見積による積算から人件費を積上げた積算へ変更した。 報告書作成費などについては、見積による積算から「委託事務の手引き」に従って業務管理費や一般管理費による積算に変更した。	118
5	環境指導課	【不当な指名業者の選定条件による絞り込み】 上述(ⅰ)のとおり、指名業者の選定の条件の一つに「松山市環境指導課がこれまでにに行った「各種調査業務委託」の入札に参加したことがあること」とあり、指名業者数が21者から6者に絞られていた。 この条件は最終的な選定業者数を5者に絞り事務効率を上げるために実施したものと推察されるが、結果的に同課との取引実績がある業者のみが入札に参加できることになるため、固定化された業者のみで入札が実施されることによる競争性の阻害が問題視されるのみならず、候補業者と役所の癒着を誘発する恐れのある極めて恣意的な入札参加業者の操作であると言われても不思議ではない不当行為である。 また、「総合審査数値が90点以上であること」という指名業者の選定の条件により、指名業者数が45者から21者に絞られていたが、松山市では総合審査数値が90点以上となるかそれ以下となるかによって明確な業者区分をするルールは存在しない。松山市における入札参加業者の格付けに関しては、「清掃、警備等の委託業務に係る競争入札参加者の等級格付基準」が存在し、業者を点数や等級で区別するのであれば、「委託契約事務の手引き(書類作成要領)」P6に定めるとおり、等級「A」にあたるかどうかによって業者を選別すべきである。このことから総合審査数値によって指名業者を絞る行為は業者選定のルールを逸脱したものであり、事務的な効率を優先した恣意的で不当な業者選定である。 このように、事務効率を最優先にした不当な業者選定を行えば本来入札参加資格がある業者が参加できない入札となり、公平性及び経済性が著しく損なわれる。松山市はこのような不当な行為による業者選定をしているとの疑いをもたれないように、指名業者の選定にあたっては恣意的な選定条件を排除して公正かつ透明性を確保し、本来入札参加資格がある業者に対して公平に参加の機会が与えられるように配慮すべきである。	措置済	令和2年度自動車騒音常時監視における騒音発生強度等調査業務委託において、以下のとおり業者選定を見直しました。 ・入札参加実績や総合審査数値を用いる選定条件を廃止しました。 ・「委託契約事務の手引き」に定めるとおり、等級「A」にあたる業者から選別する方法に変更しました。	123

<令和元年度> 包括外部監査 指摘に対する措置状況詳細
 ●監査テーマ『環境対策及び廃棄物の処理に係る事業の事務の執行及び運営管理について』

No.	対象課	指摘事項(内容)	措置区分	措置内容等	ページ
6	清掃課	【吉藤資源選別保管施設の適切な危機管理について】 監査人が吉藤資源選別保管施設に往査したところ、下記の写真のように天井に大きな円形の穴が空いている状況であった。  ブルーシートを被せることにより、雨漏りなどをある程度防いでいるが、あくまでも応急処置にしか過ぎず、いつコンクリート片が剥離して落下しても不思議でない状況であった。当施設は、収集してきた水銀含有ごみの選別及び処分先への発送までの間の一時保管所とはいえ、作業員が作業を行っている。 地方財政法第八条(財産の管理及び運用)には『地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。』と規定されているが、応急処置が雨漏り程度で、コンクリート片等の落下防止措置すらせずに作業員の作業場所として使用している状況を長期間に渡って黙認しているとすれば、松山市が公有財産である当該施設を良好な状態においてこれを管理しているとはとても言えないであろう。したがって、松山市公共施設再編成計画で示されているように令和7年までに施設の更新を検討しているのであれば、当該施設の適切な危機管理のために、それまでの間はコンクリート片の落下防止措置を行い、施設内の安全性を高めるように早急な改善をするべきである。	措置済	令和2年4月に公共建築課と工事方法やスケジュールについて協議を行い、閉塞工事に着手しました。 天井に穴が空いている部分を鉄板で塞ぎ、コンクリート片が落下しないよう閉塞工事を行い、6月末に工事が完了しました。	152
7	清掃施設課	【システム等情報資産の把握漏れ】 南クリーンセンターにおいては、「システム等情報資産分類表」「情報資産[持出][提供・公表]管理台帳」への南クリーンセンター運転管理システムの記載が漏れており、併せて同システムの情報資産に関する、「情報セキュリティ実施手順」も未作成となっている。 システムの毀損によって、どの程度のごみ処理施設等の利用停止が想定されるか(可用性)といった検討を行うためにも、南クリーンセンターの運転管理システムについては、情報セキュリティ対策基準に沿った情報資産の「システム等情報資産分類表」への記載が必要であり、「情報セキュリティ実施手順」も作成しなければならない。	措置済	南クリーンセンター運転管理システムについて、可用性・完全性・機密性による情報資産の分類を行った「情報資産分類表」と情報セキュリティ対策を適切に行うための「情報セキュリティ実施手順」を作成した。	175
8	管財課	【公有財産の実物調査について】 松山市においては、平成22年度の包括外部監査『公有財産及び物品の管理運営に関する事務の執行について』の22ページで、『公有財産についても現物の確認を行い、実態と台帳が乖離していないかの調査を毎年度行うなどの対処が必要であると考え。単年度で全ての公有財産現物の利用状況を確認することが現実的に困難であれば、年度ごとで範囲を定めてローテーションによる照合作業を行う等の措置も考えられる。』との指摘がなされている。この指摘に対して、市は指摘に対する措置状況一覧において『今後については、備品のように毎年すべての利用状況を確認することは、現実的には困難であるが、用地課への登記依頼の確認や資産税課の登録情報などの関係各課の情報確認、及び定期的に施設所管課に実態と台帳の整合性について確認作業の依頼を行っていく。』と言った措置内容を公表している。 平成23年3月の実物調査は包括外部監査の指摘に対する対応であり、平成28年度は固定資産台帳整備に伴う確認作業に過ぎない。これらは措置状況一覧で公表しているところの「定期的に施設所管課に実態と台帳の整合性について確認作業の依頼を行っていく」には該当してないと思われる。また、定期的に実態と台帳の整合性について確認を行う制度の整備も十分とは言えない。これでは指摘に対する措置内容に記載された措置が十分に行われているとはとても言えない状態であると言わざるを得ない。よって公有財産について定期的に実態と台帳の整合性についての確認作業とその制度化について再度検討が必要であると考え。	措置済	公有財産は全庁から閲覧できる場所に財産のデータを掲示するとともに、毎年、施設所管課に実態と公有財産台帳の整合性の確認を依頼し、結果を報告させていたが、登録漏れがあったことから、実態と台帳との整合性の確認作業を行うために、令和5年度から実物調査を下記方法で実施することとした。 調査方法は、毎年度2部局ずつを対象に、部局ごとの土地・建物台帳データから調査対象とする財産を管財課で抽出。まず、管財課が単独で現地を確認し、疑義があるものについては、必要に応じて施設所管課立会いのもと再度現地確認を行う(5年度間で全部局を調査予定)。 調査で問題ありと判断された財産は、施設所管課に対し問題点及び改善点を文書で指摘し、対応を指示。施設所管課から財産台帳の登録変更通知書等を受領後、台帳を実態に則した正しい内容に修正する。 今後も松山市財務会計規則等に沿った適正な公有財産の管理に努める。	219